

## 伊賀市国際交流協会規約

(名称)

第1条 この協会は、伊賀市国際交流協会（以下「協会」という。）という。

(目的)

第2条 協会は、伊賀市の歴史、文化、産業、教育などの特性を活かした幅広い国際交流活動を推進することにより、市民の国際意識の高揚と相互理解を深め、多文化共生社会の実現を目指すとともに、国際友好親善の推進と地域活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国際交流推進事業
- (2) 多文化共生に関する啓発・研修事業
- (3) 友好交流活動推進に関する事業
- (4) 在住外国人に対する支援事業
- (5) 市民主体の国際交流活動に対する支援事業
- (6) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 協会には、第2条の目的に賛同する個人、団体及び企業（以下「会員」という。）をもって組織する。

(役員の数)

第5条 協会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 18名以内
- (4) 監事 2名

2 理事及び監事は、総会において会員の中から選出する。

3 会長、副会長は、理事の互選により選任する。

(任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(職務)

第7条 会長は、協会を代表し、会務を総理するとともに、会議を招集し、その議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

- 3 理事は、理事会を構成し、協会の運営について審議する。
- 4 監事は、協会の会計その他事務を監査する。

(顧問)

第8条 協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の相談に応じ、協会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第9条 協会の会議は、総会、理事会及び幹事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会)

第10条 通常総会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、会員をもって構成し、会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- 3 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

4 総会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 役員を選出に関すること。
- (5) その他協会の運営に必要な事項に関すること。

5 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第11条 理事会は、会長が必要と認めたときに招集する。

- 2 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。
- 3 理事会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 総会に付議する事項に関すること。
- (2) その他協会の運営に必要な事項に関すること。

4 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事会は、緊急時においては総会の議決に関わらず協会の事務を執行することができるものとする。

6 前項の場合において、会長は次期総会においてその報告を行い、承認を得なければならない。

(幹事会)

第12条 幹事会は、会長が必要と認めたときに招集する。

- 2 幹事会は、第13条の規定に基づき設置された委員会の代表者をもって構成する。
- 3 幹事会は、協会の運営に必要な事項について協議する。

(委員会)

第13条 協会の事業を円滑かつ効率的に推進するため、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の設置について、必要な事項は会長が別に定める。

(会計年度)

第14条 協会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(経費)

第15条 協会の経費は、会費、補助金、委託金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第16条 協会の会費は、次のとおりとする。

個人 年額 1口 1,000円

団体及び企業 年額 1口 10,000円

- 2 年度途中に入会する者の年会費は、前項の規定による金額とする。
- 3 年度途中に脱会する者で、既に年会費を納入している場合は、これを返金しないものとする。

(事務局)

第17条 協会の事務を処理するため、事務局を会長宅に置く。

- 2 事務局は、事務局長、その他職員をもって構成する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

この規約は、平成23年5月23日から施行する。

この規約は、平成29年5月28日から施行する。

この規約は、令和元年5月27日から施行する。

この規約は、令和3年5月31日から施行する。